

第八章 サウディアラビアの宗教反体制派

中田 考

1. はじめに

現在のサウディアラビア王国、即ち第3次サウディアラビア王国（以下第3次王国と略す）は、ムハンマド・ブン・サウード（以下、イブン・サウードと略す）とムハンマド・ブン・アブド・アル=ワッハーブ（以下、イブン・アブド・アル=ワッハーブと略す）の「政教盟約」によって成立したサウード家の率いる「宣教集団」第1次サウディアラビア王国の「正統」な後継者をもって認する。

1744年、故郷ウヤイナを追われたイブン・アブド・アル=ワッハーブはダルイーヤの町（現在はリヤド市の一部）に到着した。彼の噂を聞いた同地の豪族イブン・サウードは、イブン・アブド・アル=ワッハーブの宿を訪ね、イブン・アブド・アル=ワッハーブの話を聞いた。イブン・サウードはイブン・アブド・アル=ワッハーブの教え（以後、「ワッハーブ派の教義」と呼ぶ）に感銘を受け、その教えを広めるためにジハードを行い、イスラームの法を施行し、善を命じ惡を禁ずる誓いを立てた、ここに「政教盟約」が成立した。

ジハードによってワッハーブ派の教義を広めることにより、ダルウィーヤの小豪族に過ぎなかったサウード家は、ナジドの霸者となるにいたり、イブン・サウードの孫大サウード（在位1803-14年）の時代には年には東部州はアフサー、カティーフからカタルまで、西はヒジャーズ地方全域、北はアラビア半島を越えてシリア、イラクの一部、南はアスィール、ナジュラーンからイエメンとオマーンの一部を支配下におき、アラビア湾から紅海に至るサウド家最大の版図を実現した。

第1次サウディアラビア王国は、オスマン朝スルタンの命を受けたエジプト総督ムハンマド・アリーによって1818年に滅ぼされたが、サウード家はトルキー・ブン・アブド=アッラー（在位1824-1834年）が出て、リヤドを首都に王国を再興する。これが第2次サウディアラビア王国である。第2次サウディアラビア王国はサウード王家の内紛により滅亡するが、アブド・アル=アズィーズ（1902-1953年）がリヤドを奪回しナジドを平定し第3次王国を建国した。これが現在のサウディアラビア王国である。

アブド・アル=アズィーズはリヤド奪回後、1913年にはハサを落とし東部州に霸權を確立し、また長年にわたる戦いの末ラシード家を倒しナジドを平定した後、1925年には

ヒジャーズ全域及びアシールを制圧し、1926年にはナジド・ヒジャーズ王国の建国を宣言する。これが現在のサウディアラビア王国の原型である。

イスラーム発祥の地であるサウディアラビアは元来住民のほぼ100%がムスリムのムスリム国家であった。宗派的に大別すると、サウディアラビアは、ナジドのワッハーブ派宗徒が、宗教文化の違うヒジャーズ地方、東部州、アシールを征服することによって成立したワッハーブ派の征服王朝である。

マッカ、マディーナの両聖都を擁するヒジャーズは、古来より世界中のムスリムが移住し国際的であり多くの思想潮流が混在したが、基調は多数派スンナ派と少数派シーア派の伝統主義イスラームであった。東部州は他の湾岸諸国と同じく¹²イマーム派シーア派住民が多数いる。アシール地方はイエメンの文化的影響が強く、シーア派のザイド派とごく少数ながらイスマイール派も存在している。但し、征服後4分の3世紀以上を経てナジドのワッハーブ宗徒の植民とワッハーブ派教育の普及によって、現在ではヒジャーズ、東部州、アシールでもワッハーブ派の割合が増加している。

またサウディアラビアは1970年代の石油価格高騰以来、多数の外国人労働者を受け入れており、正確な数字は不明だが約2100万の人口のうち3分の1強が外国人と見られる。これらの外国人の多数は、エジプト人、スーダン人、パレスチナ人、シリア人などのアラブ諸国、インド亜大陸、東南アジア、アフリカからの出稼ぎ労働者である。また駐留米軍や少数の欧米、東アジア、アフリカ諸国からの居住者も存在する。これらの外国人は、ムスリムとヒンドゥー教徒、キリスト教徒を中心とする非ムスリムに大別される。

先ず、外国人の非ムスリムについては、フィリピン人、アフリカ人を中心とし約90万人と言われるキリスト教徒が時折、人権侵害の名目で宗教的自由を要求する抗議活動を行う程度であり、反体制運動とは呼びがたく、ヒンドゥー教徒の抗議活動は目につかない。

非アラブ・ムスリムについては、影響力の大きいグループとしては、インド亜大陸系のジャマーアテ・イスラーミー、とタブリーギー・ジャマーアトがある。そもそも自国人であれ外国人であれ宗教結社の自由を認めていないサウディアラビアにおいてはいずれも当然ながら非公認であるが、前者はアラブ系のムスリム同胞団と共にワッハーブ派主流と良好な関係にあり、サウディ官民の援助を受けてサウディの対外的なイスラーム宣教の一翼を担っている。後者のタブリーギー・ジャマーアトは、非政治的であり、反体制活動は行っていないが、教義的にワッハーブ派が厳禁するスーフィズム的傾向があるとしてその活動は厳しい制約下にある。

アラブ系では、ムスリム同胞団、イスラーム集団、ジハード団、イスラーム解放党、ム

スリム集団（タクフィール・ワ・ヒジュラ）などが外国人労働者としての居住しているが、彼らは本国での弾圧を逃れての半亡命状態にあることもあり、重要な出稼ぎの場所であり、資金源でもあるサウディアラビア国内での反体制運動は慎んでいる。

サウディアラビア国民に目を転じると、既述のようにサウディアラビアは、（1）ナジドのワッハーブ派、（2）ヒジャーズの伝統派、（3）東部州の12イマーム派シア派、（4）アシールのザイド派及びイスマイール派のシア派、に大別される。

アシールでは2000年にイスマイール派による暴動が報告されたが、イスマイール派は人口的にも社会的にも影響力は極小であり、暴動も少数派への待遇改善要求以上のものではなく体制への脅威ではない。一定の勢力を有するザイド派も特に組織的な反体制運動を行ってはおらず、特にサウディアラビアとイエメンの長年にわたる国境紛争も解決に向かった現在では、体制への脅威は薄い。

ヒジャーズのイスラーム伝統派については、スンナ派はワッハーブ派から強い圧力を受けており、公的に表に機会は与えられていないが、同じスンナ派でもあり一定の自由は享受しており、面従腹背の態度は取っても表立った反体制運動は行っていない。シア派はマディーナに3万人余りを数えるナワーヒラ部族のような土着の伝統派は本来、非政治的であるが、イラン人巡礼団などの影響で一部が政治化しているものと思われる。

そこで本稿では、サウディ人の反体制宗教運動として以下で、主としてワッハーブ派自体を母体とする運動を扱い、最後に東部州を中心とした12イマーム派シア派について触れる。

2. ワッハーブ派の政治理念と国家原則

イブン・アブド・アル=ワッハーブはイブン・サウードの知遇を得る以前のウヤイナ時代に既に、後のワッハーブ派の宣教の方向性を定める運動を開始していた。我々はこのワッハーブ派の宣教の特徴を、タウヒードの宣教、「善の命令と惡の禁止」の実践、イスラーム法の厳格な施行、と纏めることができよう。

そしてこの3つはイブン・サウードとの盟約の成立以前に溯るワッハーブ派の宣教の本質であり、この三者はワッハーブ派の政治理念と呼ぶことができる。

イブン・アブド・アル=ワッハーブの宣教は、当初より「善の命令と惡の禁止」の実践、イスラーム法の厳格な施行、という政治的志向性を有したが、イブン・サウードとの盟約の成立により、新たな次元が加わることになる。それは「国家原理」とでも呼ぶべきものであり、「政教盟約」には サウード家の王政の承認、ジハード（聖戦）による

宣教、無課税財政の3つの国家原理が集約されているのである。

イブン・サウードはイブン・アブド・アル=ワッハーブの宣教の援助を約束するにあたり、宗教界のサウード王家への恒久的な支持と徵税権の追認を要求する。イブン・アブド・アル=ワッハーブは、サウード王家への恒久的支持については承認するが、徵税権の要求は拒否する。なぜならシャリーアの定める国家の財源は、イスラーム教徒の納める法的喜捨、異教徒の納める貢租、異教徒との戦いによる戦利品のみであり、庇護を名目にムスリムから法定喜捨以外の税を取ることは認められていないからである。

イブン・アブド・アル=ワッハーブは、イブン・サウードに徵税を禁ずる代わりにそれ以上の戦利品収入を約束し、イブン・サウードはこれを承認し徵税権の追認の要求を取下げ、ここに「政教盟約」が成立し、宣教国家としての第1次サウディアラビア王国が誕生したのであった。

3. 第3次王国における宣教国家の変質と統治基本法

第3次サウディアラビア王国はワッハーブ派の宣教の革新を旗印に、アブド・アル=アズィーズがリヤドを奪回しサウード家の支配を再興したものであるが、第3次王国は国際環境の変化の中で遊牧部族連合から近代国家への変身を余儀なくされた。そこでワッハーブ派の政治理念、国家原理に照合して、第1次王国と第3次王国の連續性と変質を明らかにすると以下のようにまとめられる。

タウヒードの宣教については、国内的にはアブド・アル=アズィーズは、征服したアスィール地方やジーザーンなどの村落にも宗教学者（ムターウィア）や教導師（ムルシド）を派遣し、1949年の時点では彼らの数は600名を越えるに至っていた。また対外的にもアブド・アル=アズィーズは巡礼の場を通じて海外からの巡礼にワッハーブ派の理念の宣揚に努めると同時に、イスラーム世界全域への配布のために約10万冊のワッハーブ派の基礎文献を出版し、またワッハーブ派の宣教と軌を一するサラフィー主義のラシード・リダーが主宰しイスラーム世界全域に大きな影響力を有した『マナール』誌への援助を行い、同誌の出版局の印刷、出版のためにサウディ政府予算を割いた。

「善の命令と悪の禁止」については、アブド・アル=アズィーズの時代はその制度化の時代と言うことができる。彼は1910年代から20年代にかけてその整備を進めていたが、1926年にウマル・アール・アル=シャイフを長官に任命し、イスラーム世界でも類例のない「善の命令と悪の禁止機関」を発足させた。

またシャリーアの厳格な適用に関しては、アブド・アル=アズィーズの治世には殺人

罪には同害報復刑が適用され、窃盗犯は手首を切断されるなど、刑法、民法、商法など全ての領域でイスラーム法の規定が迅速に適用されていたと言われる。

他方、国家原則に目を転ずると、サウード家の統治については、ワッハーブ派の学者たちは、スンナ派法学の「霸者の統治権」を論拠に、第2次王国時代も一貫してサウード王家の統治権を承認していた。

また第2次王国時代のワッハーブ派の代表的ウラマーウの一人アブー・バティーン（1865／6年没）は、クライシュ族の出自をカリフ条件から外し、更にサウード王国の支配の正当性の論拠を明確にカリフ論から切り離していた。これはハーシム家（預言者の血統を引くクライシュの名門中の名門）を放逐してヒジャーズを併合することになる「霸權領域国家」サウディアラビアの支配を正当化する理論でもあった。この第2次王国期から第3次王国建国期にかけては、後述のイフワーンをも含めてサウード王家の統治の正当性自体に異を唱える者はなかったのである。

ジハードによる宣教は、第1次大戦後の欧米主導の国際秩序の形成の中で断念を余儀なくされ、ヒジャーズ、アシール地方の併合によってサウディアラビアの武力征服による領土の拡大は一応終結した。ジハードによる武力宣教国家としてのサウディアラビアの変質を象徴するのが1926年にマッカで開催されたイスラーム世界会議であり、アブド・アル=アズィーズはそれ以上の領土的野心がないことを明らかにすることと引き換えに、イスラーム世界全体に彼のヒジャーズの領有権を認めさせたのである。

無課税の原則については、ジハードによる戦利品収入を前提として始めて成り立つものであった。アブド・アル=アズィーズは1920年代に入るまでは法定喜捨（ザカート）と戦利品五分の一税のみを課す無課税の原則を貫いていたが、第1次大戦後、イギリスの圧力によりジハードに制約が加えられるようになり、1920年代初頭には物品税を導入せざるを得なくなった。その後1930年代以降の石油の発見以後、戦利品収入に代わって安定した石油収入を得て、様々な名目の関税、物品税は導入されたものの、所得税の導入は見送られ、無課税の原則はまがりなりにも維持された。

現代世界の国際秩序の中での生き残りのため、第3次王国は、第1次王国の3つの国家原理のうち、ジハード（聖戦）による宣教の放棄を余儀なくされ、無課税財政も厳格な実践は困難となった。この意味で第3次王国を修正ワッハーブ派宣教国家と呼ぶことができよう。

(3) 統治基本法

1992年、ファハド国王は憲法に相当する統治基本法を発表する。同法発布にあたっての演説の中で、ファハド国王は「ムハンマド・ブン・サウード公（イマーム）とムハンマド・イブン・アブド・アル＝ワッハーブ師（シャイフ）という2人の公正な改革者（ムスリム）がイスラームに基づく盟約を結んだことによって、イスラームを基礎として第1次サウディアラビア王国が成立した」と述べ、「政教盟約」の正統な継承に基づく第3次王国の支配の正当化を再確認した。

また統治基本法第23条「国家はイスラームの信条を護り、そのシャリーアを適用し、善を命じ惡を禁じ、アッラーフ（への絶対帰依）の宣教の義務を果たす。」には タウヒードの宣教、善の命令と惡の禁止の実践、 イスラーム法の厳格な適用というワッハーブの政治理念が凝縮されている。

ところが国家原則については、第5条が王位が第3次王国の建国者アブド・アル＝アズィーズ王の直系男系卑属に属することを明文化し、サウディ家の王政の原理を確認している一方で、無課税財政の原則については第20条に「必要性と正当性がある場合以外は租税公課が課されることはない」と曖昧な立場をとっており、またジハードについては全く言及がない。

つまり1992年の統治基本法は、タウヒードの宣教、善の命令と惡の禁止の実践、イスラーム法の厳格な適用というワッハーブ派の政治理念を継承しつつ、国家原則に関してはサウード家の王政は認めるが、ジハードによる宣教は放棄し、無課税財政の原則は状況主義的に適用するとのアブド・アル＝アズィーズによる修正ワッハーブ派路線を忠実に追認するものとなっているのである。

4 . ワッハーブ派と政府批判

前章で見たように、第3次王国は、いくつかの点においてワッハーブ派の国家原理に修正を加えている。またその統治の実態はワッハーブ派の宣教の精神を体現しているとは言い難いものであることから、建国当初よりサウード家とワッハーブ派宗教界の間に緊張関係が存在した。

(1) イフワーンの反乱

イフワーンとは遊牧部族をワッハーブ派の教義により教化し定住させた屯田兵であり、ジハードによる宣教の使命に燃えアブド・アル＝アズィーズのジハードによる領土拡張

の先兵となった。ところがアブド・アル=アズィーズがジハードを中止すると、イフワーンはアブド・アル=アズィーズの政策に反対し、物品税の撤廃、シャリーアに定めのない電報の撤去、多神教徒の居住地イラク、クウェイトへの侵攻（ジハード）の許可などを求め、アブド・アル=アズィーズの命令を無視しイラクなどへの越境襲撃を続けたため、アブド・アル=アズィーズは1929年、イフワーンを討伐した。

イフワーンはワッハーブ派の教義を信奉する屯田兵ではあったがウラマーウ集団ではなかった。ウラマーウに関してはアブド・アル=アズィーズは概ね彼らの支持を取り付けることに成功した。例外は国家原理の一つに関わる課税問題であり、1927年2月17日、15名のナジドのウラマーウが課税を非合法とするファトワーを発しイフワーンに同調した。アブド・アル=アズィーズはファトワーの撤回を求めたが成功しなかったため、課税問題に関しては部族長への分配金はなくなるとの条件で課税は撤回可能である、とイフワーンに妥協の姿勢を示した。

結局アブド・アル=アズィーズは1929年のシビラの戦いでイフワーンを壊滅させ、彼らの反対を力で圧殺したが、既述のように課税問題はその後もくすぶり続けることになる。

（2）マッカ聖モスク占拠事件

1979年11月20日、即ちヒジャラ暦1400年元旦、イフワーンの流れを汲む約300名の武装集団がマッカ聖モスクを選挙した。彼らはモスクを訪れる予定であったハーリド国王を廢位し、マフディー（救世主）の支配の到来を告げる計画であった。ハーリド国王は予定を変更し姿を見せなかつたが、彼らは人々にマフディーへの忠誠を要求してモスクを占拠した。

軍の投入により激しい戦闘の末、抵抗は鎮圧され、首謀者が逮捕、処刑され事件は「解決」したが、聖モスク占拠事件は、サウード王家の支配の安定性についての議論を呼び起こすことになった。

事件のイデオロギー・ジュハイマーン・アル=ウタイビーはイフワーンの系列の思想家であったが、サウード王家の支配をそもそも認めないとで、イフワーンと異なっていた。

アル=ウタイビーによると、イマーム（カリフ）は ムスリムであること、クライシユ族の出自、宗教の実施の3条件を満たすことが不可欠である。更にこの条件を満たす候補者が、ムスリムたちの自由意志による忠誠の誓いを受けることによって初めて彼は

正当なイマームとなり、ムスリムには服従が義務となる。彼は当時のサウード王家がイマームの3条件のうち クライシュ族の出自、宗教の実施、の2つの条件を満たさず、自由意志による忠誠の誓いを得ておらず、単なる力による霸権によって支配しているだけであるため、イマームではなく正当性を有さず、霸権を恐れて服従することも許されるが、廃位が望ましいと述べる。

つまりアル＝ウタイビーは、ワッハーブ派の認める「霸者の統治権」を認めない一方で、ワッハーブ派と異なりイマーム（カリフ）の条件にはクライシュ族の出自が不可欠であるとしており、これは取りも直さずクライシュ族の出身でなく武力により支配領域を拡大してきたサウード王家の支配の根本的な否定に他ならなかった。

こうしてマッカ事件により、サウード王家との「政教盟約」を根底から否定する流れがワッハーブ派内に存在することが露呈したのである。

5 . 湾岸戦争以降の反体制運動

サウディアラビアのワッハーブ派は植民地支配の経験を持たない。従来彼らは多神崇拜に墮したムスリム他宗派を主要敵としてきたのであり、異教徒に関する関心は概して薄かった。しかし人口約1700万人のサウディアラビアに50万人を越える「異教徒」の多国籍軍が進駐しイラクの「ムスリム」同胞を殺害した湾岸戦争はワッハーブ派宗教界に大きな衝撃を与えた。そしてイラクの脅威を前に外国軍駐留を要請せざるを得なかつた政府の威信の失墜と、情報統制の緩和によって、湾岸戦争以降、イスラーム主義者の政府批判の動きが表面化した。

(1)「覚書」グループから「イスラーム法的権利擁護委員会」設立へ

政府批判は先ずモスクでの「多国籍軍」の入国を認めた政府を批判する説教から始まったが、後に「覚書グループ」と呼ばれるようになるイスラーム主義者集団によるファハド国王への上奏文の形を取った一連の政府批判文書の流布によって一挙に顕在化することになった。

「覚書グループ」の政府批判は、現状批判と改革案からなる全10章の大部な「諫言覚書」に集大成されたが、これが外部に漏れると、政府は「覚書」グループを公式に非難し、署名者の多くが公職追放、自宅軟禁などの処分を受けた。

「覚書」にはワッハーブ派ウラマーウの長老の一人アブド・アッラー・ジブリーン（教義諮詢常設委員会常任委員） 大衆的人気を誇る中堅説教師サルマーン・アル＝アウ

ダ（イマーム・ムハンマド・ブン・サウード・イスラーム大学カスィーム分校シャリー
ア学部講師） サファル・アル=ハワーリー（ウンム・アル=クラー大学イスラーム基礎
学科長）らが前文を寄せ、大学教授、法律家など多くの学識者が署名していた。「覚書」
グループは伝統的ワッハーブ派ウラマーウから、より視野が広く政治意識の高い中堅ウ
ラマーウ、欧米への留学経験を有する理論物理学者、医師、弁護士など「世俗」知識人
まで、幅広いイスラーム主義者層を含んでいた。

ところが「覚書」に対して政府が強圧的な態度をもってのぞみ、要求が実現されなか
ったことから、「覚書グループ」の一部は、1993年5月、人間の尊厳とシャリーアの認め
る権利の擁護と社会的不正の矯正を目的に「イスラーム法的権利擁護委員会（CDLR）」
を設立したが、政府は直ちに同委員会を非合法化し、メンバーを公職追放、弁護士免許
剥奪、逮捕などの処分にふした。

（2）体制内改革運動から反体制運動へ

政府側は、一連のイスラーム主義者からの政府批判の動きに対して、関与者への弾圧
と、イスラーム問題・ワクフ・善導・宣教省の設立、最高法官職の復活などの宗教界へ
の統制強化をもって応えた。

「覚書グループ」はワッハーブ派だけではなく、ムスリム同胞団、イスラーム解放党
など国際イスラーム主義組織のメンバーも加わる寄り合い所帯であった。しかしサウデ
ィアラビアが統治基本法に見られるように、公式には世俗主義を取らずシャリーアに従
う「政教一元」の国家理念を掲げているため、「覚書グループ」は全体としては当初は國
王への上奏などの手段によって政治・社会・経済改革を目指す漸進的体制内改革路線を
採っていた。しかし「覚書ループ」の内部でも理念と現状の乖離を黙認できないCDLRの
設立メンバーは、運動の組織化とより直接的・行動主義的な改革を目指したため、「覚書
グループ」には亀裂が目立ち始めた。

1994年春、CDLRはメンバーのロンドン亡命を機にロンドンに事務所を構え、ファハド
国王はじめ王族の腐敗を名指しで批判し、サウード王制との対決姿勢を明瞭にした。また94年春には、アラブ各国のイスラーム主義反政府武装闘争派への支援の科により内務
省からサウディ国籍を剥奪されたウサーマ・ビン・ラーデンがロンドンに「イスラーム
法的権利擁護・諫言機関」に設立した。

CDLRと「イスラーム法的権利擁護・諫言機関」は他のアラブ・イスラーム系の人権團
体とも共闘し、ファックスやコンピューター・ネットワークを駆使し、国際的な反サウ

ード王制キャンペーンを開始した。

(3) 反体制から反米へ

95年11月13日にはリヤドで7名の死者を出した爆破事件が起こった。事件は国家警備隊の米国人関係者を狙ったものであり、「湾岸の虎」などのイスラーム主義武装闘争組織が犯行声明を発表している。

翌96年には東部州のコバルの空軍基地で米軍19名が爆殺され386名が負傷した爆破事件が起き、「湾岸ヒズブッラー」などが犯行声明を出している。

この二つの事件は、いずれも12イマーム派シーア派サウディアラビア人の犯行でありイランが背後にあるとされたが、ウサーマ・ bin ・ラーデンの関与も噂されている。

ウサーマ・ bin ・ラーデンは、98年には「ユダヤ・十字軍との聖戦のための国際イスラーム戦線」を結成し、闘争の目標を反政府から反米に転換する。

これは湾岸戦争以降、国内闘争の消耗戦に倦んだアラブのイスラーム主義武装闘争派が、国内闘争から反米闘争に路線転換していったのと軌を一にしており、またイフワーンの反乱、マッカ事件などの背景にあった第3次王国成立後国際社会に編入されることによって西欧化し変質を余儀なくされたサウディアラビアに対するワッハーブ派保守派の潜在的不満、排外主義が理論化され表面化したものとも考えられる。

6 . 12イマーム派反体制派

ザイド派やイスマイリー派と異なり、サウディ国民の5%から25%を占めるとも言われる12イマーム派は社会的にも無視し得ない宗教的反体制派である。

スンナ派超正統主義のワッハーブ派は12イマーム派を異端視しムスリムと認めず、第3次王国の確立以前にも、ワッハーブ派がイラクのカルバラーの12イマーム派聖地を破壊、略奪するなど、12イマーム派とワッハーブ派は不眞戴天の敵対関係にあった。

ワッハーブ派の最高ムフティー故ビン・バーズ師は、12イマーム派のサウディ社会進出への警告を発しているが、彼によると12イマーム派は国家機構の中に浸透しており、農業省、郵便電信電話省、保険省では12イマーム派が職員の多数派となっており、また巡礼ワクフ省、軍、警察にも職員があり、特に海軍では将官の地位に上っている者もいる、と言う。

但し、12イマーム派を警戒するビン・バーズ師によってさえも、彼らの要求はせいぜい(1)12イマーム派の正統イスラームの一宗派としての公認、(2)モスクやフサイニーヤ(殉教劇場)の建設許可、(3)12イマーム派住民の多い地区の学校での宗教教育のカリ

キュラムの中に12イマーム派教義の教育を入れること、(4) 12イマーム派の宗教文化的自由、雑誌書籍出版許可、(5) 12イマーム派宗教学校の設立許可、(6) 12イマーム派への誹謗中傷の中止、といったものでしかなく、反体制的とは言っても12イマーム派住民の大多数の要求は限られた自治要求を越えるものではない。

1979年にはイラン革命の影響を受けて、東部州で12イマーム派住民と治安当局との衝突が生じた。革命当初のイランは湾岸諸国の王制打倒をスローガンに「世界イスラーム革命運動機構」を設立し、「アラビア半島イスラーム革命機構」の名の下にサウディアラビアの12イマーム派住民の組織化を試みたが、十分な成功を収めなかった。これらの組織は後の「ヒズブッラー」の前身である。

89年には12イマーム派武装闘争組織が東部州のカティーフでサウディ警官3名の殺害、マッカで爆弾事件を引き起こした。これに対してサウディ政府が容疑者として国内在住の12イマーム派クウェイト人16名を処刑すると、報復として海外のサウディアラビア関連施設の襲撃事件が生じた。これらの事件は「ヒズブッラー」によるものとみなされている。

前節で述べたように、95年、96年の対米爆弾闘争もイランとサウディの12イマーム派武装闘争組織の関与が言わされているが、ラフサンジャニ政権以降のイラン政府の革命輸出政策の取り下げ、周辺諸国との関係修復を受けて、湾岸戦争以降の12イマーム派の反体制運動は、反政府闘争から対米闘争に路線を転換したようにも見える。

7 . まとめ

サウディアラビアは本来住民のほぼ100%がムスリムのムスリム国家であり、宗派的に見るとナジドのワッハーブ派の征服王朝であったが、石油国有化以降は、多くの異教徒の居留民を抱え込むことになった。

サウディアラビアにおいてはイスラーム以外の宗教は社会的に影響力を有する反体制派を構成せず、スンナ派伝統主義、シーア派の中でも少数派であるザイド派、イスマーイール派もそうである。

宗教的反体制運動として影響力を有するのは、体制のワッハーブ派内部のアフガン・ジハード、ムスリム同胞団やイスラーム解放党などの影響を受けて政治化した分子、及びイラン革命の影響を受けた12イマーム派武装闘争派である。

湾岸戦争以降、両派とも闘争の主要敵をサウディ王政自体からアメリカに転換している。

ワッハーブ派と12イマーム派は元来不眞戴天の敵対関係にあったが、95、96年のサウディ国内の反米爆弾闘争事件においてウサーマ・ビン・ラーデンとイランの共謀説が唱えられているように、共通の敵、アメリカをめぐって現在両者の間に一定の共闘関係が形成されつつある兆候も見られる。